

第 11 回 京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

平成 25 年 1 月 16 日（月）午前 10 時から正午まで

2 開催場所

京都市文化市民局消費生活総合センター 研修室
(中京区車屋町通御池下ル梅屋町 358 アーバネックス御池ビル西館 4 階)

3 出席者(敬称略)

委員 8 人, 事務局 7 人

会 長 宮川 恒

副会長 家原 知子

委 員 池本 周三

委 員 毛川 敦子

委 員 中川恵美子

委 員 原 強

委 員 水口 靖彦

委 員 山本 隆人

事務局 保健福祉局保健医療・介護担当局長

瀧本 章

〃 保健衛生推進室生活衛生担当部長

土井 直也

〃 保健医療課健康危機対策担当課長

太田 眞一

〃 課長補佐

小原 孝浩

〃 健康危機対策係長

日野 唯之

〃 食品安全担当

佐伯 宏子

〃

小谷 晃史

4 次 第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 報告事項

- ・食の安全安心に係る取組状況について
- ・リスクコミュニケーション事業の実施状況について

(4) 議題

- ・平成 26 年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について

(5) 閉会

5 会議録

(1) 報告

食の安全安心に係る取組状況及びリスクコミュニケーション事業の実施状況について、資料 1 及び資料 2 に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

【牛生レバー提供に対する緊急立入調査】

○委員

口頭のみで加熱用である旨の情報提供を行っている施設が多くあり、消費者に十分伝わっていない場合もあり得るのではないかと。このような施設に対しては繰り返し指導を行い、

口頭のみで情報提供を行う施設が減っていくことが示せばよいと思う。

●事務局

口頭のみでの情報提供については、店員の言い忘れや消費者に生食用であると誤解を与える恐れがあるため、文書等でメニューに「加熱用」など必要な情報提供に努めるよう、引き続き施設に対し、監視指導を実施して参る。

○委員

今回は京都府の焼肉店が問題となったが、全国的に見ても逮捕者は出ているのか。また、他の自治体の監視指導状況はどうなっているのか。

●事務局

逮捕者が出たのは、京都府が全国初である。他の自治体も監視指導計画に基づき監視を実施しており、本事件を受けての緊急監視も一部の自治体で実施していると聞いている。

○委員

利用客が生食用レバーの提供を店に求めた場合、利用客は食品衛生法では罰せられないのか。

●事務局

現在の食品衛生法では、客の罰則は設けていない。

○委員

京都市中央卸売市場第二市場から流通する牛肉について、京都市は検査を行っているのか。また、京都市以外から流通する牛肉についてはどうか。

●事務局

第二市場でと畜される牛は、と畜場法に基づき全頭検査を実施している。京都市以外のと畜場でも同様にすべての牛に検査を実施している。

【メニューと異なる食材を使用した問題に関する本市の対応】

○委員

中央卸売市場では、卸売業者等は、JAS法に基づき産地等の情報を伝票に記載している。食材偽装の問題では、市場の関係者なら伊勢エビとロブスターは見分けられる。飲食店や百貨店は高級志向であり、このような問題を起こしたのではないかと。市場からすると、ホテルや百貨店はお客様であるが、今後は十分に本問題について認識を持って行っていただきたい。

また食べる側も、このような問題が起こるまでは何の文句もなく食べていたが、一度問題が起こると大きく取り上げてしまう。料理に関する関心をしっかりと持っていただきたい。

○委員

食品に限らず、行政は何か問題が起こった場合に初めて調査を行っている印象がある。しっかりと調査いただいても、氷山の一角ではないかと思ってしまう。和食は京料理を代表するものでもあり、またユネスコの無形世界文化遺産に登録されたこともあり、この問題については、料理を作る側がしっかりと意識を持っていただきたいと考える。

○委員

食品のプロから見れば、食材の偽装はすぐに見分けられるかもしれないが、ホテルなどで提供された食事は、消費者は信用して食べているため、見分けることは困難である。この問題は業者のモラルにあると考えている。

現在、国が食品表示法の一元化の施行に向け取り組んでいるが、今回の問題は景品表示法にあり、食品表示法では取り締まれない。景品表示法は消費者庁管轄であり、出先機関がない。従来から現場を経験している食品衛生法を担当する保健所や、JAS法の農政局などが現場をよく知っているため、これらの部署と消費者庁が連携することが大事だと考えるが、国の説明会を聞いていると、なかなか上手く進んでいないようである。

今回の問題を受け、京都市は迅速な対応をとられているが、食品衛生法に基づく施設への立入であるため、その他の法令に基づく指導権限がない。条例に基づき取締を行えるような体勢を設けていただきたい。

○委員

高島屋では、一連の表示偽装問題を受け、11月5日にプレス発表を行った。百貨店では初めてであった。その後、各百貨店が調査結果等を発表している。現在、内部検証を実施しているところである。これまではお客様第一主義で取り組んできたが、お客様の立場に立って確認できていたかという点、そうではない部分があった。取引先に任せていたり、深く踏み込んで検査ができなかったという反省点がある。これまでの商品チェックは、食の安全安心に関する点で、例えば、食中毒を起こさない、アレルギー症状を引き起こさない、手洗い励行しているか、消費期限が遵守されているかなどに関しては、しっかり行ってきたが、メニューの産地までは十分に確認できていなかった。

その他にも結着剤を使用したローストビーフの問題もあった。過去に遡ってすべて返金等の対応を行った。公表することによって、消費者の皆様からは厳しい目を向けられるかもしれないが、これを糧として、お客様に安心して食品を提供できるよう、二度と同様の事案を起こさないように内部の監視体制をより高めているところである。

また、今回の問題は業者のモラルの問題もあるが、曖昧表示などは法律でしっかりと対応できるように行政側も対応いただきたいと考える。

●事務局

今回は表示偽装と言われているが、メニュー偽装であると考えている。ホテル等では今回の問題を受け、是正されていると考えている。氷山の一角との御指摘もあるが、事件が発生したら、まず動くことが大事である。食品衛生法の立場ではあるが、立入することが抑止力につながっていると考えている。今後も問題があればすぐに立入を実施する予定である。

また立入調査の中で、景品表示法に抵触する部分を発見した場合は、景品表示法を所管する京都府等に速やかに連絡し、適切な対応を図っていく。今回の一件を受けての消費者庁の権限一部委譲については、衛生部局である厚生労働省には降りてこず、JAS法を管轄する農林部局に対するものと聞いている。条例での表示偽装に関する対応については、他の法律ですでに規制されているものに対して、上乘せで条例で規制することになり、他機関との関係もあるため、なかなか難しいのではないかと考えられる。

また、牛脂注入牛肉の問題については、牛脂の中に一部アレルギー物質を含んでいるため、メニュー表示でもしっかりと情報提供を行っていくよう監視指導を続けて参る。また、来年度の監視指導計画にもアレルギー対策を重点的に行うよう盛り込んでいる。

○委員

今回の事件は、食品の衛生上の問題よりはむしろ、消費者から食に対する信用が失われたところに問題があると考えられる。行政が今後リスク事業を進めていく中でも、市民が食に関して不安を持ってしまう恐れがある。

○委員

今後、偽装問題が起こった場合は、京都市が飲食店等に対して営業停止などの行政処分を行うことはあるのか。

●事務局

食品衛生法に基づく違反が確認された場合は、改善を指導し、それでも是正されない場合は営業停止などの行政処分も行う場合がある。

【リスクコミュニケーション事業の取組状況について】

○委員

第一市場の鍋祭りには約8万人が参加している。

○委員

鍋祭りの開催日はいつであるか。

●事務局

市場鍋祭りは11月23日開催である。ミートフェアは11月10日開催である。

○委員

リスク事業の市民の参加人数はこれで十分であると考えているのか。また、消費者センターでも同様の事業を実施しているため、連携を持って取り組んでいただければと考える。

●事務局

参加人数については、もっと多くの方が参加いただければと思っているが、工場や百貨店などのキャパシティを考えると、この程度の人数が限界であると考えている。

●事務局

本市としては、できるだけ多くの市民の皆様に参加していただくことを目標にしており、他の部署とも連携を図りながら取組を進めて参る。

○委員

バスツアーなどは、市規模での参加者募集を行っているようだが、より市民が参加しやすいよう、地域の子供祭りなどを活用するなど、地区単位でリスク事業を開催することはできないのか。

●事務局

各行政区に保健センターがあるため、区民祭りなどを活用し、より市民の方に密着したリスク事業が行えるよう、今後検討して参る。

(2)議題

京都市食品衛生監視指導計画（素案）について資料3に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

リスク事業については、小学生を対象に実施するようであるが、食育など他の分野とも協力しながら事業を実施してみたいかがか。

●事務局

本市の食育担当などとも連携しながら、今後事業を展開していきたいと考えている。

○委員

本計画については、毎年議論を重ね、徐々にわかりやすくなっており、全体的に良くなっていると考え。京の食文化を代表する食品として、「和菓子」を対象とされていますが、どのような検査や監視などを実施する予定か。

●事務局

和菓子を原因とする食中毒事件はあまり起こってはいないものの、和菓子は他の食品と比べても手作業が多く、黄色ブドウ球菌などに汚染されるリスクが高いと考えられる。平成26年度は細菌検査を重点的に実施したいと考えている。

○委員

対象が「和食」と「和菓子」となっているが、あまり範囲が広すぎると、むしろ大雑把な印象を、計画をご覧になられた方に与えてしまうかもしれないため、もう少し対象となる食品を絞って実施した方が良いのではないかと。

●事務局

「和食」については、大量に食事を提供されている施設から細菌検査を目的として収去検査を行う予定としているが、対象となる食品の範囲等については、今後検討させていただく。

○委員

写真の欄が空白になっているが、現在選定中ということか。

●事務局

「和食」や「和菓子」に関する写真を入れる予定としている。

○委員

過去に食中毒や食品事故などを起こした施設を重点的に監視指導することのことだが、これらの施設は食中毒等の予防に対して意識が高いと考えられるため、これまで食中毒を起こしていない施設の方が、より意識は低いのでは、と感じられた。

また、情報発信の方法については、チラシを配付するだけではなかなか周知しきれない部分があるかと思うがいかがか。

●事務局

本市としても、より広く多くの市民の方に本市の取組について知っていただけるよう、広報や市民しんぶん、ホームページ、メール配信サービス、出前トークなどを利用し工夫しながら、周知に努めて参る。

○委員

京都市食の安全安心啓発キャラクターの活用状況はどのようになっているのか。

●事務局

昨年度作成したキャラクター「おあがりス」については、本日配付している「手拭い」など、食の安全安心啓発物品等に掲載するとともに、イベント等でも積極的に活用し、その認知度の向上を図っているところである。

○委員

平成26年度の収去検体数の表について、検体の種類の部分に「アレルギー物質」や「放射能検査」と掲載されているが、これは検査項目であるため、紛らわしい。

●事務局

表現の方法については、修正させていただく。

○委員

放射能問題については、未だに風評被害の問題がある。市場に流通する食材はしっかりと検査を実施しているため、京都市としてその点をしっかりと周知していただきたい。

○委員

放射能の問題については、京都市でも検査を実施しており、生産者と行政による2重のチェックが行われており、前ほどは不安を感じなくなっている。